

## 知多市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市（以下「市」という。）が発注する建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の元請建設業者。以下「受注者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年国総建第197号・国総建整第154号））（以下「本制度」という。）を利用する場合における、知多市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書きに規定する工事請負代金債権（以下「債権」という。）譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

(1) 次の各号を除く債務負担行為、歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(2) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡を承諾するに当たって市が不相当と認める特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、契約約

款に規定する検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款に規定する出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 当該工事請負契約の契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合は、債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び融資実行報告書（様式第2）の工期又は請負代金額は変更後のものとする。なお、債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合は、受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知するものとする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高（第2条第1号アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。

- 2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高は、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第3）により確認することとする。

（債権譲渡の承諾の申請書類）

第5条 受注者は、債権譲渡の承諾を申請する場合は、次に掲げる書類を市に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1） 3部
- (2) 受注者と債権譲渡先の債権譲渡契約証書の写し 1部
- (3) 工事履行報告書（様式第3） 1部
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1部

（債権譲渡の承諾の手続き）

第6条 市は、前条の規定による申請があった場合は、本制度の趣旨に鑑み、速やかに申請書類等を確認の上、債権譲渡に係る承諾の手続を行うものとする。

2 市は、債権譲渡整理簿（様式第4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理することとする。

3 市は、債権譲渡の承諾をした場合は、債権譲渡承諾書（様式第1）2部を受注者に交付するものとする。

（債権譲渡先）

第7条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

（債権譲渡の対抗要件）

第8条 債権譲渡が受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、市の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できることとする。

（債権譲渡の不承諾）

第9条 市は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第5条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾しないものとする。

2 前項の場合は、市は、速やかに承諾しない旨及びその理由を受注者に連絡するものとする。

（融資時の出来高確認）

第10条 融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、原則として債権譲渡先が行うこととされているため、市は、担保価値の査定のための出来高の確認を行わない。

（融資実行の報告）

第11条 受注者及び債権譲渡先は、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、速やかに連署にて市に融資実行報告書（様式第2）を提出するものとする。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、次条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに市に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 市は、融資実行報告書（様式第2）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続きをとる。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第12条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（債権譲渡先の債権金額の請求）

第13条 債権譲渡先は、確定した債権金額の請求に当たり次に掲げる書類を市に提出するものとする。なお、債権譲渡先は市による検査に合格し、引き渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式第5）

(2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第1）の写し

(3) 債権譲渡契約証書の写し

（留意事項）

第14条 市は、第5条に規定する申請があった場合は、次に掲げる事項に留意し、確認することとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び債権譲渡契約証書の写しに記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること。

(2) 工事履行報告書（様式第3）における工事進捗率が2分の1以上であること。

2 市は、前条に規定する請求があった場合は、次に掲げる事項に留意し、確認することとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式第5）における請求金額が第3条に規定する譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び債権譲渡契約証書の写しに記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること。

- 3 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。
- 4 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。